一、四七五・九を超え一、五一〇・九以下	五	一〇	（一）九六・八
			（一）九三・一
		一五	（一）九一・三
		二〇	（一）八六・一
一、八〇五を超え一、八八〇以下	五	一〇	（一）九三・八
			（一）九〇・一
		一五	（一）八八・三
		二〇	（一）八七・一
二、一一〇を超え二、一七〇以下	五		（一）九六・八
		一〇	（一）九三・一
		一五	（一）九一・三
		二〇	（一）九〇・一

［(2)～(4)　略］

［七～二十四　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

［(2)～(4)　同上］

［七～二十四　同上］

○総務省告示第百五十三号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号の四の規定に基づき、平成三十年総務省告示第三百五十六号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年四月三十日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

別表第23号　無線設備の規格コード

改正後		改正前	
項目	コード	項目	コード
［略］	［略］	［同左］	［同左］
設備規則第49条の29の２第１項、第７項及び第９項においてその無線設備の条件が定められている基地局の無線設備	ＢＷＡＮＦＣ	設備規則第49条の29の２第１項、第６項及び第８項においてその無線設備の条件が定められている基地局の無線設備	ＢＷＡＮＦＣ
設備規則第49条の29の２第１項、第８項及び第９項においてその無線設備の条件が定められている基地局の無線設備	ＢＷＡＮＦＢ	設備規則第49条の29の２第１項、第７項及び第８項においてその無線設備の条件が定められている基地局の無線設備	ＢＷＡＮＦＢ
［略］	［略］	［同左］	［同左］
設備規則第49条の６の12第１項（第１号、第２号及び第４号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備	ＴＤＮＲ１Ｒ	設備規則第49条の６の12第１項（第１号、第２号及び第４号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備	ＴＤＮＲ１Ｒ